

渡名喜村告示第29号

令和6年5月1日

渡名喜村長 比嘉朗

一般競争入札の実施について

渡名喜村が発注する「生ゴミ処理装置設置工事」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び渡名喜村契約規則（平成31年規則第5号）第6条に基づき一般競争入札を次のとおり実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 生ゴミ処理装置設置工事
- (2) 履行場所 渡名喜村生ゴミ処理施設（渡名喜村2270番地の3）
- (3) 履行内容 別紙「生ゴミ処理装置設置工事仕様書」
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日
- (5) 入札の方法は郵便入札によるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たす者を、入札参加資格を有するものとする。

- (1) 地方自治法施行令台167条の4(第1項)の規定に該当しない者。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある物でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていないもの。
- (5) 一般競争入札参加資格申請書等の提出期限から落札決定日までの期間に国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、本業務に係る一般競争入札資格確認申請書その他書類（以下「確認書類」という。）を(2)～(4)に定めるところにより提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。提出期限までに確認資料を提出しない者または入札参加資格がないと認められる者は入札に参加することができない。

(2) 確認資料の提出期限

令和6年5月1日（水）から令和6年5月14日（火）まで

(3) 確認資料の提出場所

〒901-3692

沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の 3 渡名喜村役場民生課

(4) 確認資料の提出方法

郵送により提出するものとする。

4 確認資料について以下に示す。提出部数は 1 部とし、公共機関から発行される証明等は、3 カ月以内に取得したものとする。

(1) 一般競争入札参加願書（様式第 1 号）

(2) 履歴事項全部証明書

(3) 県税（法人事業税及び法人県民税）に関し、未納がないことを示す納税証明書（複写可）

(4) 決算書（直近 2 年分）（複写可）

(5) 誓約書（暴力団排除関係）別紙 1

5 最低限価格の有無（有 無

6 契約条項を示す掲載方法及び掲載期間

本事業に係る仕様書の掲載は次のとおり行う。

(1) 掲載方法 渡名喜村公式ホームページ

<http://www.vill.tonaki.okinawa.jp/index.jsp>

(2) 掲載期間

令和 6 年 5 月 1 日（水）から令和 6 年 5 月 14 日（火）まで

7 入札保証金

一般競争入札に参加しようとするものは、その者の見積もりに係る入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札（契約）保証金納付書により納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 5 に規定する資格を有する者の過去 2 か年の間に渡名喜村、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札保証金は、入札終了後入札（契約）保証金還付請求書を受けて還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。この場合、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

(4) 落札者が正当な理由がなく村長の指定する期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は本村に帰属する。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札書は、業務名及び履行場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (2) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届けを郵送により提出すること。

9 積算内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札額に対応した積算内訳の提出を求める。積算内訳書の提出ができない場合入札に参加できない。
- (2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 積算内訳書は返却しない。

10 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方小税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札執行の日時 令和6年5月24日（金）13時30分

12 入札執行の場所 渡名喜村役場

13 入札参加資格の結果通知

提出された確認資料を審査し、結果通知を行う。

結果通知日 令和6年5月14日（火）

14 入札の無効

次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2) 入札書が所定の日時までに到達しない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札。
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札。又はこれらが分明できない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札。

15 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直

ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

1 6 入札者が一者の場合の取扱い

入札者が一者となった場合はその者の入札は有効とする。

1 7 契約締結時期及び契約者の効力発生時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

1 8 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料ヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (4) 履行期間は、事情により変更がある。
- (5) 落札者は、技術者を当該業務の現場に専任で配置すること。
- (6) その他詳細は、入札心得等一式による。

1 9 担当 渡名喜村役場民生課

〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917番地の3

担当者 渡口

連絡先 Tel098-989-2317 Fax098-989-2197